



麻しん風しん混合(MR)ワクチン 任意接種助成事業実施の手引き

令和7年4月

みなと保健所保健予防課

(1) 事業の概要

平成30年度から、港区では子どもを麻しんの感染から守るため、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種について、定期予防接種(1期及び2期)を受ける機会を逃した区民に対して、任意接種費用の助成を行うとともに、0歳児と同居する保護者とその同居家族を含めた19歳以上の区民を対象に、麻しんの抗体検査の費用の助成を行い、抗体検査の結果、抗体価が低い人に対し、麻しん風しん混合(MR)ワクチン等の接種費用の助成事業を実施しています。

(2) 対象者及び事業内容

① 麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成

2歳以上18歳以下の港区民で、定期予防接種(1期及び2期)の接種機会を逃した人を対象に、麻しん風しん混合ワクチンの任意接種費用を全額助成します。(ただし、定期予防接種の対象者を除く。)

② 0歳児の保護者等を対象にした麻しん対策事業

受診日現在、19歳以上の港区民で0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)を対象に、麻しん抗体検査の費用全額助成及び抗体価が低かった人への麻しん風しん混合(MR)ワクチン又は麻しん単抗原ワクチンの接種費用の一部助成します。ただし、過去に麻しん抗体検査を受けたことがある人、明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人(検査で確定診断を受けた麻しんの既応歴がある人)を除きます。

(3) 助成額

① 麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成

全額助成

② 0歳児の保護者等を対象にした麻しん対策事業

抗体検査について、全額助成

予防接種について、一部助成

ア 麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種 6,000円

イ 麻しん単独ワクチンの接種 3,000円

※ 0歳児の保護者等を対象にした予防接種費用については、一部公費負担となります。各医療機関で定めているワクチン接種料金から助成金額(6,000円または3,000円)を差し引いた金額を受診者へ請求してください。

(4) 助成回数

① 麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成

2回まで(定期接種の未接種分について、同一年度内1回まで)

② 0歳児の保護者等を対象にした麻しん対策事業

「抗体検査」及び「予防接種」それぞれ1回のみ

(5) 使用ワクチン・検査手法等

① 麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種費用助成

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

② 0歳児の保護者等を対象にした麻しん対策事業

【抗体検査】

EIA法(酵素抗体法)による麻しん抗体検査又はPA法(ゼラチン粒子凝集法)による麻しん抗体検査によること。なお、予防接種の助成対象となる抗体価は、以下のとおりとします。

EIA法(IgG) 16.0未満

PA法 256倍未満

【予防接種】

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンを使用すること。

(6) 実施方法

港区医師会と港区の間で、業務委託契約を締結し、医師会加入の各医療機関へ本事業へのご協力の意向確認の調査を行ったうえで、承諾いただいた医療機関において実施します。協力医療機関は、原則として、本事業の実施医療機関として、名簿を作成し、申込者へ通知するとともに、区のホームページ上で公表します。

(7) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(8) 医療機関への支払い(業務委託料)

委託料は、お送りした任意接種単価表をご確認ください。

令和7年度は抗体検査について単価改定(増額)しております。

(9) 実施にあたって

- ① 2歳以上18歳以下対象の「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種予診票」又は、19歳以上の0歳児の保護者等対象の「麻しん抗体検査受診票」及び「麻しん風しん混合ワクチン/麻しん単抗原ワクチン任意予防接種予診票」については、原則として、区民からの申込みを受けて、保健所で発行します。
- ② 2歳以上18歳以下の「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種予診票」は2枚複写(請求用、医療機関控)、0歳児の保護者等対象の「麻しん抗体検査受診票」及び「麻しん風しん混合ワクチン予診票」は、3枚複写(請求用・区提出用、医療機関控、本人控)です。
- ③ 本事業は、港区独自の事業となります。港区民以外の他区市町村の住民への助成は行いません。
- ④ ワクチン接種は、「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」で接種を行ってください。
(0歳児の保護者等対象の予防接種は、「麻しん単抗原ワクチン」で接種することもできます。)
- ⑤ 2歳以上18歳以下の「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種」の対象者で、13歳から16歳までの

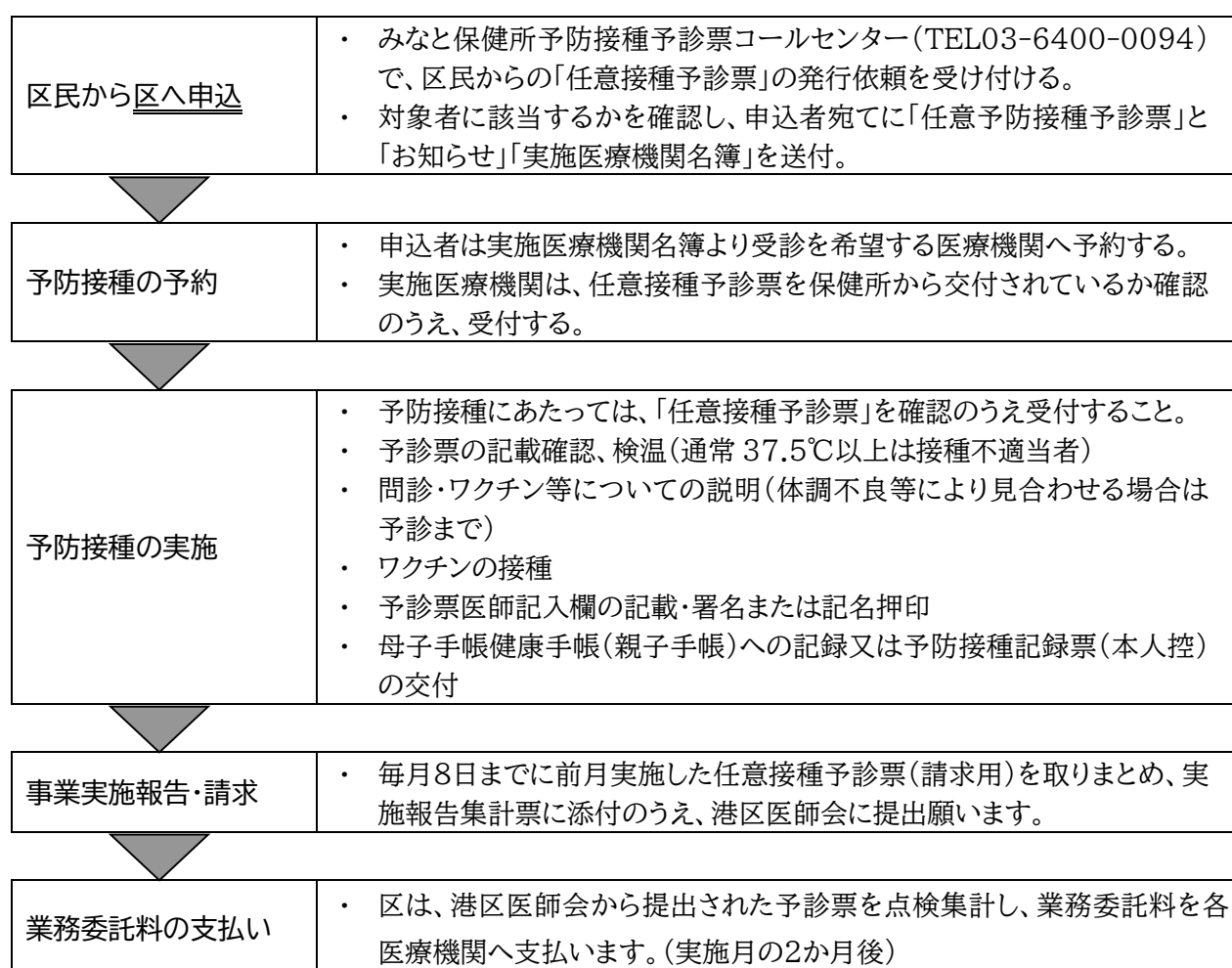
方については、保護者の同意があれば、一人で予防接種を受けることができます。接種当日までに保護者がお知らせを読み、予診票の保護者記入欄に署名します。接種を受ける人が、署名した予診票を持参の上、医療機関を受診しているかご確認ください。なお、16歳以上の人は、本人の同意のみで、一人で予防接種を受けることができます。予診票の署名欄には接種を受ける本人が署名してください。

- ⑥ 0歳児の保護者等対象の麻しん風しん混合(MR)ワクチン接種は、原則として、**抗体検査を実施した医療機関で、引き続きワクチン接種(検査結果が基準値を下回る場合のみ)を行ってください。**
- ⑦ また、抗体検査の結果報告の当日にワクチン接種が受けられるよう、各実施医療機関へは、予防接種予診票の白紙の用紙をあらかじめ配布します。
- ⑧ 予防接種による健康被害の救済制度について

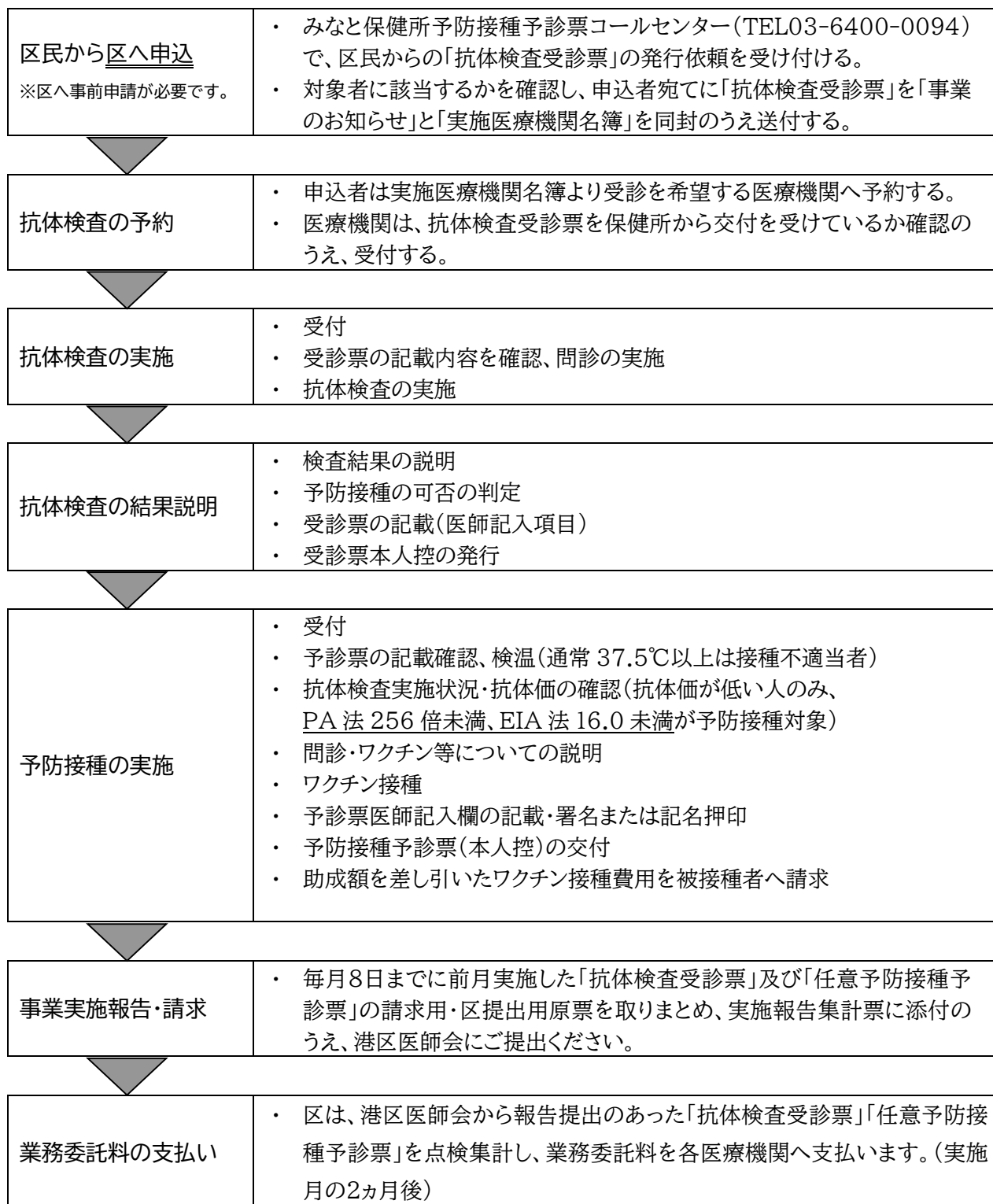
予防接種は極めてまれに健康被害の発生がみられます。万一、本事業の予防接種により、健康被害(死亡又は障害)が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年12月20日法律第192号)及び港区予防接種事故災害補償要領(平成23年4月1日22港総総第1958号)の定めによる補償の対象となる場合があります。

(10) 事業の流れ

① 2歳から18歳以下の麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業



② 0歳児の保護者等対象の麻しん対策事業



6. 問合せ

本事業に関して不明な点がございましたら、お問い合わせください。

港区みなと保健所 保健予防課保健予防係

住 所 〒108-8315 港区三田一丁目4番10号

電 話 03-6400-0081

FAX 03-3455-4460